

滋賀医科大学との包括協定の締結に係る審議経過

総括副部長会議	
開催日	平成29年2月16日(木)
協議案件	・滋賀医科大学との包括協定の締結について
主な意見等	<p>・包括協定(案)にある協定期間の満了日はどのように考えるのか。 →年度途中で締結した場合、協定の有効期間は、次年度末日としていることから、平成30年3月31日までと考えております。</p> <p>ただし、有効期間満了日の1月前までに、市または大学から改定の申入れがない時は、さらに1年間継続するものとし、その後も同様の取扱いとなります。</p>